

廃棄物海洋投入処分許可申請書

令和7年4月3日

環境大臣 浅尾 慶一郎 殿

申請者

住 所 千葉県館山市北条 402-1

氏 名 千葉県南部漁港事務所長 大沢 正美

(法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船 舶 からの
~~第18条の2第1項~~ 海洋施設 の規定により、
 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：天津漁港及び小湊漁港における泊地浚渫によって発生し、天津漁港港内に3年11か月仮置きした水底土砂であって、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合するもの。別紙-1のとおり
----------------------	--

※許可の年月日

年 月 日

※許可番号

△廃棄物の海洋投入 処分に 関する 実施 計画 に係る 事項	廃棄物の海洋投入処分 をしようとする期間	2025年6月1日から2027年5月31日まで (2年間)
	海洋投入処分をしよう とする廃棄物の数量	1,560m ³
	単位期間において海洋 投入処分をしようとする 廃棄物の数量	2025年6月1日～2026年5月31日：1,560 m ³ 2026年6月1日～2027年5月31日： — m ³
	廃棄物の排出海域	北緯 34°58'3" 東経 140°8'37" を中心とする半径 300m の円に囲まれる範囲の内側。 別紙-2 のとおり
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17 年9月22日環境省令第28号）第6条第1項に規定す る排出方法で実施する。航行中に排出しない。 別紙-3 のとおり
△廃棄物の排出海域の 汚染状況の監視に 関する計画に係る 事項	監視の方法	別紙-4 のとおり
	監視の頻度	別紙-4 のとおり

備考

- ※の欄には記入しないこと。
- △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

